

労務管理セミナー「同一労働同一賃金への対応」

～不合理な待遇差の解消と説明義務を中心に解説します～

主催 (一社) 新宿労働基準協会

「働き方改革関連法」により、2020年4月から（中小企業は2021年4月から）、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止されることになります。

この法律に対応し、「正規」と「非正規」の理由なき格差を埋めていけば、求職者からは適切な待遇を確保している魅力ある職場と評価され、人材の確保につながります。また、労働者には公正に評価されているとの納得感が生じることになります。そして、納得感が労働者のモチベーションと労働生産性の向上につながります。

『「同一労働同一賃金」はやわかり』（日経文庫）の著者が不合理な待遇差の解消と事業主の説明義務を中心に解説します。

1 日 時 2019年10月8日（火）14:00～16:30（受付13:30～）

2 場 所 「BIZ新宿 3階研修室A」（新宿区西新宿6-8-2）（裏面地図参照）

3 内 容

- ・裁判例の到達状況と今後予想される裁判の流れ
- ・パートタイム・有期雇用労働法とガイドラインの概要
- ・不合理な待遇差の解消の考え方
- ・不合理な待遇差を判断する際の枠組と具体的な点検・検討手順
- ・待遇差の説明義務のポイント

4 講 師 社会保険労務士（元労働基準監督官） 北岡 大介 氏

主な著書

「会社が「泣き」を見ないための労働法入門」（日本実業出版社）

「有期・パート雇用をめぐるトラブル対応実務」（日本法令）

「働き方改革まるわかり」（日本経済新聞社）

『「同一労働同一賃金」はやわかり』（日本経済新聞社）

5 受講料（資料代、消費税含む）当協会の会員は4,000円 非会員は6,000円

2019年10月1日（火）までに下記口座宛お振込み下さい。

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店

口座名義 (社)新宿労働基準協会 口座番号 普通預金 3991676

振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例 100800カイヤ等）

10月1日までの取消しは受講料を全額返還します。

振込手数料はご負担下さい 以降の取消しは返還できません。

6 受講申込（定員70名）

裏面申込書にご記入の上、新宿労働基準協会あてFAX(03-3366-8865)してください。

講習会当日は、この申込書（コピー可）をご持参ください。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

「同一労働同一賃金への対応」

講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(実施日： 2019年10月8日(火))

14:00~16:30 開場・受付 13:30~

申込 Fax 送付先 (一社) 新宿労働基準協会事務局 あて
Fax. 03-3366-8865

いずれか、○をお付け下さい	協会会員/新宿・三田・品川・大田・渋谷・池袋・向島・王子 協会会員以外		
事業所名			
所在地			
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
受講者氏名			
メール案内 要・否	担当者のメール アドレス		

注：① 個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。

③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

hp

協会 使用欄	
-----------	--

会場案内図

JR新宿駅 徒歩 12分 東京メトロ西新宿駅 徒歩 5分 都営地下鉄都庁前駅 徒歩 4分

